

逸見総合管理センター水運用運転管理業務特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に規定する特記仕様書であり、本業務に適用する。

2 この業務の一般的事項は、仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本特記仕様書は、逸見総合管理センターにおける水運用、水運用システム管理及び電気計装設備管理等の委託に関し必要な事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(業務実施場所)

第3条 横須賀市上下水道局逸見総合管理センター 横須賀市西逸見町2丁目10番地

(監視対象施設等)

第4条 監視対象施設等は、次のとおりとする。

(1) ポンプ所 17か所(横須賀市)

ア 鷹取ポンプ所	湘南鷹取1丁目1番
イ 十三峠ポンプ所	長浦町3丁目64番地
ウ 逸見ポンプ所	西逸見町2丁目10番地
エ 池上ポンプ所	池上7丁目24番1号
オ 平作ポンプ所	平作5丁目27番
カ 衣笠ポンプ所	小矢部3丁目3番4号
キ 衣笠公園ポンプ所	小矢部4丁目923番地先
ク 大矢部ポンプ所	衣笠町43番10号
ケ 大矢部高区ポンプ所	衣笠町43番10号
コ 走水ポンプ所	走水1丁目2番1号
サ 馬堀ポンプ所	馬堀町4丁目13番1号
シ 吉井ポンプ所	吉井1丁目4番25号
ス 吉井高区ポンプ所	吉井2丁目8番4号
セ 野比高区ポンプ所	ハイランド1丁目15番
ソ 武ポンプ所	武1丁目17番
タ 武山高区ポンプ所	武3丁目3575番地
チ 湘南国際村ポンプ所	子安1番16号

(2) 配水池 26か所(横須賀市)

ア 鷹取低区配水池	湘南鷹取3丁目23番
イ 鷹取高区配水池	湘南鷹取4丁目7番
ウ 田浦第2配水池	船越町2丁目41番地
エ 十三峠配水池	長浦町3丁目54番地

オ	山中ずい道配水池	山中町75番地7
カ	池上ずい道配水池	池上7丁目24番1号
キ	池上配水池	池上7丁目28番22号
ク	逸見配水池(1号)	西逸見町2丁目10番地
ケ	逸見配水池(2号)	西逸見町2丁目10番地
コ	逸見高区配水池	西逸見町2丁目10番地
サ	阿部倉配水池	阿部倉32番
シ	阿部倉調圧槽	阿部倉32番
ス	森崎配水池	森崎5丁目1番
セ	衣笠公園配水池	衣笠町557番地4
ソ	走水配水池	走水1丁目2番1号
タ	吉井高区配水池	吉井1丁目485番9
チ	浦賀高区配水池	浦賀丘1丁目16番
ツ	鴨居配水池	小原台55番
テ	久里浜配水池	久比里2丁目517番地2
ト	長沢低区配水池	岩戸5丁目6番
ナ	長沢高区配水池	岩戸4丁目6番
ニ	野比高区配水池	ハイランド1丁目1686番185
ヌ	岩戸配水池	粟田1丁目1257番地47
ネ	大矢部高区配水池	山科台53番
ノ	武山配水池(1号)	武1丁目17番
ハ	武山配水池(2号)	武1丁目17番
ヒ	武山高区配水池	武3丁目3717番地3
フ	湘南国際村高区配水池	湘南国際村3丁目1番1号

(3) 分水点 7か所(横須賀市5か所、横浜市1か所、逗子市1か所)

(横須賀市)

ア	企業団芦名供給点	芦名3丁目1791番地
イ	企業団武供給点	山科台1番
ウ	三浦武分水	武1丁目21
エ	三浦津久井分水	津久井1丁目4番
オ	三浦津久井第2分水	津久井4丁目12

(横浜市)

ア	六浦計器室	金沢区六浦南5丁目10番18号
---	-------	-----------------

(逗子市)

ア	企業団田浦供給点	沼間6丁目974番
---	----------	-----------

(4) その他施設 3か所(横須賀市2か所、逗子市1か所)

(横須賀市)

ア	逸見総合管理センター	西逸見町2丁目10番地
イ	走水水源地	走水1丁目2番1号

(逗子市)

(業務の内容)

第5条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 短期水運用

ア プランニング

- (ア) 当日及び翌日の全市日間配水量予測
- (イ) 工事、点検等による配水池水位設定又はポンプの運転予測
- (ウ) 停電及び漏水等の異常時の配水量から貯水量の予測

イ オペレーション

- (ア) 配水池における運用計画及びポンプ運転計画の監視
- (イ) 各系統の受水量の監視
- (ウ) 各種設定値のメンテナンス
- (エ) 残塩及び濁度の監視

(2) 各種データ管理

ア データ管理

- (ア) 測定データの一次管理を行い、実績データとしてサーバーに格納
- (イ) 欠測データ修正
- (ウ) センサー異常時のデータ修正
- (エ) 小雀水量の入力

イ 帳票管理

- (ア) 日実績データとしての帳票
- (イ) 月実績データとしての帳票
- (ウ) 年実績データとしての帳票

(3) 電気計装設備監視操作

ア オペレーション

- (ア) 通常動作の監視
- (イ) 異常箇所の発見及び確認

イ 定期運転切替

- (ア) 電動バルブ開閉
- (イ) 電極切替

ウ 工事・点検時対応

- (ア) 工事・点検時に監督員に代わり中央側での監視・操作

エ 異常判断 (一次対応)

- (ア) 故障箇所の確認及びデータ収集

(4) 水運用システム管理

ア 日常点検

- (ア) 目視点検による異常箇所の発見及び報告
- (イ) 各種データチェックによる異常データの発見及び報告

イ 諸元管理

- (ア) 配水池の諸元値のメンテナンス
- ウ 消耗品管理
 - (ア) 消耗品の在庫管理（プリンターのトナー等）
 - (イ) 消耗品の交換（プリンターのトナー等）
- (5) 逸見総合管理センター内管理
 - ア 入退場管理
 - (ア) 門扉開閉施錠操作
 - (イ) 逸見総合管理センター入退場者の記録
 - (ウ) I T V 操作
 - (エ) 監視ビデオ録画
 - イ 照明設備運用管理
 - (ア) 照明点灯、消灯操作
 - ウ ビル管理
 - (ア) 給排水設備、貯油槽及び消火用水槽等監視
 - エ 受電設備
 - (ア) 停電対応
 - オ 火災報知器
 - (ア) 火災確認
 - カ 150MHz無線操作
 - (ア) 感度交換、作業連絡
- (6) 空調設備管理
 - ア 空調設備の運転状況管理
 - (ア) 異常表示確認、効率運転管理
- (7) 他事業体関連
 - ア 日常業務
 - (ア) 分水量、受水量の変更等の連絡
 - (イ) 三浦分水 F A X 送信
 - (ウ) 関連施設の入退場管理
 - イ 緊急時
 - (ア) 関連事業体からの報告
- (8) 膜ろ過設備の監視操作
 - ア オペレーション
 - (ア) 通常動作の監視
 - (イ) 異常箇所の発見及び確認
 - (ウ) 魚類監視用中央装置の監視
- (9) 配水池等施設監視装置の端末装置監視
 - ア I T V 設備システムによる監視
 - (ア) 監視エリアにおける異常発見時の報告
 - (イ) 各施設 I T V 操作
 - (ウ) 監視ビデオ録画

(10) 自動水質監視装置のデータ監視

ア 水運用システム端末装置による自動水質監視装置のデータ監視

(ア) 異常時の報告

(イ) 各種データチェックによる異常データの発見及び報告（1日2回）

イ データ収集

(ア) 異常時のデータ収集

(11) その他異常時における一次対応及び局職員の指導による作業等

警報発生時、状況から判断して現場調査が必要な場合は、速やかに現場に行き、一次対応を行う。

(一次対応)

第6条 第4条に掲げる監視対象施設の障害に伴う警報復帰や現場確認等を行い、局職員の指示の下、特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで処置できる作業を指す。

(業務上の注意事項)

第7条 運転管理に従事する技能員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 運転管理

ア 各種機器の用途、機能を十分に理解し、業務を適切に行うこと。

イ 業務履行に当たり、運転の効率化を図ること。

(2) 監視

ア 第4条に掲げる監視対象施設における異常の有無を確認するため監視を十分に行うこと。

イ 逸見総合管理センター入退場者の身元及び目的等を正確に把握することを徹底し、常に危機管理意識を持って監視を行うこと。

(3) 本特記仕様書に定めのない事項又は本特記仕様書に疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。